

議案第70号

朝来市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について

朝来市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和7年11月26日提出

朝来市長 藤 岡 勇

提案理由要旨

国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第22号）が令和7年4月1日から施行され、旅費の計算等に係る規定の簡素化及び支給対象の見直し等が実施されたことに伴い、職員等の旅費の適正な支出及び事務の効率化を図るため、所要の条例整備をしようとするものです。

朝来市条例第 号

朝来市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

朝来市職員等の旅費に関する条例（平成17年朝来市条例第72号）の一部を次のように改正する。

なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改 正 案	改 正 前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 出張 職員が公務のため一時その在勤庁（常時勤務する在勤庁のない場合又は任命権者若しくはその委任を受けた者又は旅行依頼を行う者（以下「旅行命令権者」という。）が認める場合には、その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所）を離れて旅行し、又は職員以外の者が公務のため一時その住所又は居所を離れて旅行することをいう。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 帰住 職員が退職し、又は死亡した場合において、その職員又はその遺族が生活の根拠となる地に旅行することをいう。</p> <p>(5) 家族 職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で<u>職員と生計を一にするもの</u>をいう。</p> <p>(6) (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 出張 職員が公務のため一時その在勤庁（常時勤務する在勤庁のない職員については、その住所又は居所）を離れて旅行し、又は職員以外の者が公務のため一時その住所又は居所を離れて旅行することをいう。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 帰住 職員が退職し、又は死亡した場合において、その職員若しくはその扶養親族又はその遺族が生活の根拠地となる地に旅行することをいう。</p> <p>(5) 扶養親族 職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で、<u>主として職員の収入によって生計を維持しているもの</u>をいう。</p> <p>(6) (略)</p>

(7) 旅行役務提供者 旅行業者 (旅行業法(昭和27年法律第239号) 第6条の4第1項に規定する旅行業者をいう。) その他の規則で定める者(以下この号において「旅行業者等」という。)であって、市と旅行役務提供契約(旅行業者等が市に対して旅行に係る役務その他の規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、市が当該旅行業者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。次条第8項において同じ。)を締結したものをいう。

2 (略)

(旅費の支給)

第3条 (略)

2 職員又はその遺族が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。

(1) 職員が出張又は赴任のための旅行中に退職、免職、失職又は休職(以下「退職等」という。)となった場合(当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。)には、当該職員

(2) 職員が出張又は赴任のための旅行中に死亡した場合には、当該職員の遺族

(3) 職員が死亡した場合において、当該職員の遺族がその死亡日の翌日から3か月以内にその居住地を出発して帰住したときには、当該遺族

3～4 (略)

5 第1項、第2項及び前項の規定に該当する場合を除くほか、市費を支弁して旅行させる必要がある場合においては、旅費を支給

2 (略)

(旅費の支給)

第3条 (略)

2 職員又はその遺族が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。

(1) 職員が出張又は赴任のため旅行中に退職、失職又は休職(以下「退職等」という。)となった場合(当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。)には、当該職員

(2) 職員が出張又は赴任のため旅行中に死亡した場合には、当該職員の遺族

(3) 職員が死亡した場合においては、当該職員の遺族がその死亡日の翌日から3箇月以内にその居住地を出発して帰住したときには、当該遺族

3～4 (略)

5 第1項、第2項及び前項の規定に該当する場合のほか、市費を支弁して旅行させる必要がある場合においては、旅費を支給する。

する。

- 6 第1項、第2項及び前2項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、次条第3項の規定により旅行命令又は旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）の変更（取消しを含む。同項及び次条第4項並びに第5条において同じ。）を受け、又は死亡した場合その他規則で定める場合には、当該旅行のため既に支出した金額のうち、その者の損失となる金額又は支出を要する金額で規則で定めるものを旅費として支給することができる。
- 7 第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中天災その他規則で定める事情により、概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額。以下同じ。）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で規則で定める金額を旅費として支給することができる。
- 8 第1項、第2項及び第4項から第6項までに規定する場合において、市が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

（旅行命令等）

第4条 旅行は、旅行命令権者の発する旅行命令等によって行わなければならない。

- 6 第1項、第2項、第4項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者（その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。以下本条において同じ。）が、その出発前に旅行命令又は旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）を変更され、若しくは取り消され、又は死亡した場合において、当該旅行のため既に支出した金額があるときは、当該金額のうちその者の損失となった金額で規則で定めるものを旅費として支給することができる。

- 7 第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中交通機関の事故又は天災その他市長が定める事情により、概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額。以下同じ。）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で規則で定める金額を旅費として支給することができる。

（旅行命令等）

第4条 旅行は、任命権者若しくはその委任を受けた者又は旅行依頼を行う者（以下「旅行命令権者」という。）の発する旅行命令

2 (略)

3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等の変更をする必要があると認める場合には、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、その変更をすることができる。

4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はその変更をするには、旅行命令簿又は旅行依頼簿（以下「旅行命令簿等」という。）に規則で定める事項の記載又は記録をし、当該事項を当該旅行者に通知して行わなければならない。ただし、旅行命令簿等に当該事項の記載又は記録をする時間的余裕がない場合には、この限りでない。

5 前項ただし書の規定により旅行命令簿等に記載又は記録をしなかった場合には、できるだけ速やかに旅行命令簿等に同項に定める事項の記載又は記録をしなければならない。

(旅行命令等に従わない旅行)

第5条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等（前条第3項の規定により変更を受けた旅行命令等を含む。以下この条において同じ。）に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

等によって行わなければならない。

2 (略)

3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等の変更をする必要があると認める場合には、自ら又は第5条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、これを変更することができる。

4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はこれを変更し、若しくは取り消すには、旅行命令簿又は旅行依頼簿（以下「旅行命令簿等」という。）に当該旅行について必要な事項を記載し、これを当該旅行者に提示して行わなければならない。ただし、旅行命令簿等に当該旅行に関する事項を記載し、これを提示するいとまがない場合には、口頭により旅行命令等を発し、又はこれを変更し、若しくは取り消すことができる。この場合において、旅行命令権者は、できるだけ速やかに、旅行命令簿等に当該旅行について必要な事項を記載し、これを当該旅行者に提示しなければならない。

5 旅行命令簿等の記載事項及び様式は、規則で定める。

(旅行命令等に従わない旅行)

第5条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等（前条第3項の規定により変更された旅行命令等を含む。以下本条において同じ。）に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

2 旅行者は、前項の規定による旅行命令等の変更の申請をする時間的余裕がない場合には、旅行命令等に従わないで旅行した後、できるだけ速やかに、旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

3 (略)

(旅費の種目)

第6条 旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費、家族移転費及び旅行雑費とする。

2 旅行者は、前項の規定による旅行命令等の変更の申請をするいとまがない場合には、旅行命令等に従わないで旅行した後、できるだけ速やかに、旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

3 (略)

(旅費の種類)

第6条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食事料、移転料、着後手当、扶養親族移転料及び旅行雑費とする。

2 鉄道賃は、鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。

3 船賃は、水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。

4 航空賃は、航空旅行について、路程に応じ旅客運賃により支給する。

5 車賃は、陸路（鉄道を除く。以下同じ。）旅行について、路程に応じ1キロメートル当たりの定額又は実費額により支給する。

6 日当は、旅行中の日数に応じ1日当たりの定額により支給する。

7 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。

8 食事料は、旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。

9 移転料は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、路程に応じ一定距離当たりの定額により支給する。

(旅費の計算)

第7条 旅費は、旅行に要する実費を弁償するためのものとして前条に規定する旅費の種目及び第11条から第23条までに規定する旅費の内容に基づき、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。

第9条 鉄道旅行、水路旅行、航空旅行又は陸路旅行中における年度の経過等のため鉄道賃、船賃、航空賃又はその他の交通費（家族移転費）のうちこれらの旅費に相当する部分を含む。) を区分して計算する必要がある場合には、その必要が生じた後の最初の目的地に到着するまでの分及びそれ以後の分に区分して計算する。

(旅費の請求手続)

10 着後手当は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、定額により支給する。

11 扶養親族移転料は、赴任に伴う扶養親族の移転について、支給する。

12 第23条第1項に規定する旅行について、第1項の普通旅費に代え日額旅費を支給する。

(旅費の計算)

第7条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。

第9条 1日の旅行において、日当又は宿泊料（扶養親族移転料のうちこれらの旅費に相当する部分を含む。以下本条において同じ。）について定額を異にする事由が生じた場合には、額の方の定額による日当又は宿泊料の額による。

第10条 鉄道旅行、水路旅行、航空旅行又は陸路旅行中における年度の経過等のため鉄道賃、船賃、航空賃又は車賃（扶養親族移転料のうちこれらの旅費に相当する部分を含む。）を区分して計算する必要がある場合には、その必要が生じた後の最初の目的地に到着するまでの分及びそれ以後の分に区分して計算する。

(旅費の請求手続)

第10条 旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするもの並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者は、請求書（当該請求書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第4項において同じ。）を含む。以下この条において同じ。）に必要な資料を添えて、これを当該旅費の支出命令権者に提出しなければならない。この場合において、必要な資料の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費又は旅費に相当する金額のうちその資料を提出しなかったため、その旅費又は旅費に相当する金額の必要が明らかにされなかった部分の支給又は支払を受けることができない。

2 概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者は、当該旅行を完了した後、速やかに当該旅行について、前項の規定による旅費の精算をしなければならない。

3 (略)

4 第1項の請求書又は資料が電磁的記録で作成されているときは、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて規則で定めるものをいう。次項において同じ。）をもって提出することができる。

5 前項の規定により請求書又は資料の提出が電磁的方法により行われたときは、支出命令権者の使用に係る電子計算機に備えられ

第11条 旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするものは、請求書に必要な書類を添えて、これを当該旅費の支出命令権者に提出しなければならない。この場合において、必要な添付書類の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費額のうちその書類を提出しなかったため、その旅費の必要が明らかにされなかった部分の金額の支払を受けることができない。

2 概算払に係る旅費の支給を受けた者は、当該旅行を完了した後、速やかに当該旅行について、前項の規定による旅費の精算をしなければならない。

3 (略)

たファイルへの記録がなされた時に当該請求書又は資料を提出したものとみなす。

6 第1項の請求書及び必要な資料の種類、記載事項又は記録事項は、規則で定める。

(鉄道賃)

第11条 鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法（大正10年法律第76号）第1条第1項に規定する軌道その他規則で定めるものをいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 急行料金
- (3) 寝台料金
- (4) 座席指定料金
- (5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最下級の運賃の額とする。

(船賃)

第12条 船賃は、船舶（海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶その他規則で定めるものをいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、

4 第1項の請求書及び必要な書類の種類、様式は、規則で定める。

(鉄道賃)

第12条 鉄道賃の額は、次に掲げる旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）、急行料金、寝台料金及び座席指定料金のそれぞれの範囲内の実費額による。

- (1) 乗車に要する運賃
- (2) 急行料金を徴する線路による旅行の場合には、前号に規定する運賃のほか、急行料金
- (3) 寝台料金を徴する客車を運行する線路による旅行の場合は、第1号に規定する運賃及び前号に規定する急行料金のほか、寝台料金
- (4) 座席指定料金を徴する客車を運行する線路による旅行の場合は、第1号に規定する運賃及び第2号に規定する急行料金のほか、座席指定料金

2 前項第2号から第4号までに規定する急行料金、寝台料金及び座席指定料金は、特別急行列車又は普通急行列車による旅行で片道50キロメートル以上のものに限り、支給することができる。

(船賃)

第13条 船賃の額は、次に掲げる旅客運賃（はしけ賃及びさん橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。）、寝台料金及び座席指定料金のそれぞれの範囲内の実費額による。

その額は、次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 寝台料金
- (3) 座席指定料金
- (4) 前3号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された船舶により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。

(航空賃)

第13条 航空賃は、航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機その他規則で定めるものをいう。次項及び次条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 搭乗に要する運賃
- (2) 座席指定料金を徴する航空機に搭乗する旅行の場合には、前

(1) 運賃の等級を3階級に区分する船舶による旅行の場合には、中級の運賃

(2) 運賃の等級を2階級に区分する船舶による旅行の場合には、下級の運賃

(3) 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃

(4) 公務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、前3号に掲げる運賃のほか、現に支払った寝台料金

(5) 座席指定料金を徴する船舶を運航する航路による旅行の場合には、前各号に規定する運賃及び寝台料金のほか、座席指定料金

2 前項第1号又は第2号の規定に該当する場合において、当該旅行が同一階級の運賃を更に2以上に区分する船舶による旅行の場合には、これらに規定する運賃は、同一階級内の最上級の運賃による。

(航空賃)

第14条 航空賃の額は、旅客運賃の範囲内の実費額による。ただし、旅客運賃の等級を設ける航路による旅行の場合には、下級の旅客運賃とする。

号に掲げる運賃のほか、座席指定料金

(3) 前2号に掲げる費用に付隨する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。

(その他の交通費)

第14条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用の額の合計額とする。

(1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車を利用する移動に要する運賃

(2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃

(3) 前2号に掲げる運賃以外の費用であつて、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車の賃料その他の移動に直接要する費用

(4) 前3号に掲げる費用に付隨する費用

2 前項の規定にかかわらず、旅行者が所有する自家用の自動車を使用して旅行した場合のその他の交通費の額は、1キロメートルにつき37円とする。

3 前項のその他の交通費は、全路程を通算して計算する。ただし、第9条の規定により区分計算をする場合には、その区分された路

(車賃)

第15条 車賃の額は、1キロメートルにつき37円とする。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により定額の車賃で旅行の実費を支弁することができない場合には、実費額による。

2 車賃は、全路程を通算して計算する。ただし、第10条の規定により区分計算をする場合には、その区分された路程ごとに通算して計算する。

3 前項の規定により通算した路程に1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

程ごとに通算して計算する。

- 4 前項の規定により通算した路程に1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。
- 5 第1項第2号から第4号まで及び第2項に規定するその他の交通費は、旅行命令等に基づき公務のため特に必要と認める場合に限り、支給することができる。

(宿泊費)

第15条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、地域の実情を勘案して規則で定める額（次条において「宿泊費基準額」という。）とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

2 宿泊費は、水路旅行及び航空旅行については、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により上陸し、又は着陸して宿泊した場合に限り、支給する。

(包括宿泊費)

第16条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第11条から14条までの規定による交通費の額及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

(日当)

第16条 日当の額は、別表第1の定額による。

2 前項の規定にかかわらず、規則で定める地域への旅行については、日当を支給しない。

(宿泊料)

第17条 宿泊料の額は、宿泊地の区分に応じた別表第1の定額による。

2 宿泊料は、水路旅行及び航空旅行については、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により上陸し、又は着陸して宿泊した場合に限り、支給する。

(宿泊手当)

第17条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、1夜当たりにつき2,400円とする。

2 前項の規定にかかわらず、前2条の規定により支給される宿泊費又は包括宿泊費について次の各号に掲げる場合に該当するときの宿泊手当の額は、当該各号に掲げる額とする。

(1) 朝食又は夕食に係る費用のいずれかに相当するものが含まれる場合 前項で定める額の3分の2の額

(2) 朝食及び夕食に係る費用に相当するものが含まれる場合 前項で定める額の3分の1の額

3 前2項の規定にかかわらず、移動中に宿泊する場合で第11条から第14条までの規定により支給される鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（包括宿泊費及び家族移転費のうちこれらに相当するものを含む。）に食費に相当するものが含まれるときの宿泊手当の額は、第1項で定める額の3分の1の額とする。

4 前3項の規定にかかわらず、旅行者が旅行中自宅（住所又は居所若しくはこれに相当する場所をいう。）に宿泊する場合には、宿泊手当は支給しない。

(転居費)

第18条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用（第20条第1項第1号又は第2号に規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。）とし、その額は、転居の実態を勘案して規則で定める方法により算定される額とする。

(食事料)

第18条 食事料の額は、別表第1の定額による。

2 食事料は、鉄道賃、船賃、航空賃若しくは車賃のほかに別に食費を要する場合又は宿泊を伴い食費を要する場合に限り、支給する。ただし、前条の宿泊料を支給する場合は、この限りでない。

(移転料)

第19条 移転料の額は、次に掲げる額による。

(1) 赴任の際扶養親族を移転する場合には、住所又は居所から在勤地までの路程に応じた別表第2の定額による額
(2) 赴任の際扶養親族を移転しない場合には、前号に規定する額の2分の1に相当する額

- (着後滞在費)
- 第19条 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は、5夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額とする。
- (家族移転費)
- 第20条 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。
- (1) 赴任の際家族（赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以下この号及び次号において同じ。）を職員の新居住地に移転する場合には、家族1人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び着後滞在費の合計額に相当する額
- (2) 前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を職員の居住地（赴任家族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、当該赴任後における職員の新居住地）に移転する場合には、同号の規定に準じて算定した額
- 2 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事
- (3) 赴任の際扶養親族を移転しないが、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に移転する場合には、前号に規定する額に相当する額
- 2 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第3号に規定する期間を延長することができる。
- (着後手当)
- 第20条 着後手当の額は、別表第1の日当及び同表の乙地方の宿泊料に、別表第2の路程の区分に応じて定める日夜数を乗じて得た額による。
- (扶養親族移転料)
- 第21条 扶養親族移転料の額は、赴任の際扶養親族をその住所又は居所から在勤地まで随伴する場合には、赴任を命ぜられた日における扶養親族1人ごとに、その移転の際における年齢に従い、次に掲げる額の合計額による。
- (1) 12歳以上の者については、その移転の際における職員相当の鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の全額並びに日当、宿泊料、食事料及び着後手当の3分の2に相当する額
- (2) 12歳未満6歳以上の者については、前号の規定する額の2分の1に相当する額
- (3) 6歳未満の者については、その移転の際における職員相当の日当、宿泊料、食事料及び着後手当の3分の1に相当する額。ただし、6歳未満の者を3人以上随伴するときは、2人を超える者ごとにその移転の際における職員相当の鉄道賃及び船賃の

情がある場合には、前項第2号に規定する期間を延長することができる。

2分の1に相当する金額を加算する。

2 前項各号に規定する場合を除くほか、第19条第1項第1号又は第3号の規定に該当する場合には、扶養親族の旧居住地から新居住地までの旅行について前項各号の規定に準じて計算した額を支給する。ただし、前項各号の規定により支給することができる額に相当する額を超えることができない。

3 第1項各号の規定により日当、宿泊料、食事料及び着後手当の額を計算する場合において、これらの額に円位未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

4 職員が赴任を命ぜられた日において胎児であった子を移転する場合においては、扶養親族移転料の額の計算については、その子を赴任を命ぜられた日における扶養親族とみなして、前3項の規定を適用する。

(旅行雑費)

第21条 第11条から前条までに規定するもののほか、旅行に伴う経費で旅行命令権者が必要と認めるものについては、旅行雑費として支給することができるものとし、その額は、旅行命令権者が必要と認める実費額とする。

(日額旅費)

第22条 次に掲げる旅行のうち、旅行の性質に鑑み市長が適当と認めるものについては、日額旅費を支給することができる。

(1)・(2) (略)

2 日額旅費の額、支給条件及び支給方法は、市長が定める。ただ

(日額旅費)

第23条 第6条第12項の規定により日額旅費を支給する旅行は、次に掲げる旅行のうち、当該旅行の性質上日額旅費を支給することを適当と認めて市長が指定するものとする。

(1)・(2) (略)

2 日額旅費の額、支給条件及び支給方法は、市長が定める。ただ

し、その額は、第11条から第17条までに掲げる旅費の額を超えることができない。

(在勤地内旅行の旅費)

第23条 市内における旅行については、次の各号に掲げる場合において、当該各号に掲げる旅費を支給する。

(1) 交通機関を利用する必要のある場合は、その鉄道賃又はその他の交通費

(2) 公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊する場合には、宿泊費及び宿泊手当

(退職者等の旅費)

第24条 第3条第2項第1号の規定により支給する旅費は、退職等となった日にいた地から退職等の命令の通達を受けた日にいた地までのその者の退職前の旅費とする。

(遺族の旅費)

第25条 (略)

2 (略)

3 第3条第2項第3号の規定により支給する旅費は、第20条第1項の規定に準じて計算した居住地から帰住地までの旅費（宿泊費及び包括宿泊費を除く。）とする。この場合において、同項中「赴任を命ぜられた日」とあるのは「職員が死亡した日」と読み替えるものとする。

(外国旅行の旅費)

第26条 外国旅行については、第6条及び第11条から前条までの規

し、その額は、第12条から第18条までに掲げる旅費の額を超えることができない。

(在勤地内旅行の旅費)

第24条 市内における旅行については、次の各号に掲げる場合において、当該各号に掲げる旅費を支給する。

(1) 交通機関を利用する必要のある場合は、その鉄道賃又は車賃

(2) 公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊する場合には、別表第1に定める額の範囲内の実費額

(退職者等の旅費)

第25条 職員が出張中に退職等となった場合に、第3条第2項第1号の規定により支給する旅費は、退職等となった日にいた地から退職等の命令の通達を受けた日にいた地までのその者の退職前の旅費とする。

(遺族の旅費)

第26条 (略)

2 (略)

3 第3条第2項第3号の規定により支給する旅費は、第21条第1項の規定に準じて計算した居住地から帰住地までの鉄道賃、船賃、車賃及び食事料とする。この場合において、同項中「赴任を命ぜられた日」とあるのは「職員が死亡した日」と読み替えるものとする。

(外国旅行の旅費)

第27条 外国旅行については、国家公務員の外国旅費の例に準じて

定にかかわらず、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）の規定の例により、任命権者が市長と協議して定める額を旅費として支給する。

(旅費の支給額の上限)

第27条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（第14条第2項に規定する額を除き、家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）に係る旅費の支給額は、第11条第1項各号、第12条第1項各号、第13条第1項各号及び第14条第1項各号に掲げる各費用について、当該各条及び第7条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいづれか少ない額を合計した額とする。

2 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費（宿泊手当に相当する部分を除く。）及び家族移転費（宿泊手当に相当する部分を除く。）に係る旅費の支給額は、当該各種目について第7条、第15条、第16条、第18条、第19条及び第20条第1項の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいづれか少ない額を合計した額とする。

(旅費の調整)

第28条 旅行命令権者は、旅行者が市以外の者から旅費を受ける場合その他旅行における特別の事情により、又は旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には、不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、市長と協議してその実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができ

任命権者が市長と協議して定める額を旅費として支給する。

(旅費の調整)

第28条 旅行命令権者は、旅行者が公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した場合その他当該旅行における特別の事情により、又は当該旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には、不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、市長と協議してその実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の

る。

2 (略)

(旅費の返納)

第30条 市長は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

2 旅行者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、市長は、前項に規定する返納に代えて、その後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

3 前項に規定する給与の種類は、規則で定める。

(委任)

第31条 (略)

旅費を支給しないことができる。

2 (略)

(委任)

第30条 (略)

別表第1 (第16条、第17条、第18条、第20条、第24条関係)

日当、宿泊料及び食事料

日当 (1日に つき)	宿泊料 (1夜につき)		食事料 (1夜に つき)
	甲地方	乙地方	
1,100円	10,900円	9,800円	2,200円

備考

宿泊料の欄中甲地方とは、一般職の職員の給与等に関する法律(昭和25年法律第95号)第11条の3第2項第1号から第5号に規定する地域手当の級地の区分に該当する地域をいい、乙地方

とは、その他の地域をいう。

別表第2（第19条、第20条関係）

移転料及び着後手当

区分	鉄道 50キロメートル未満	鉄道 50キロメートル以上	鉄道 100キロメートル未満	鉄道 150キロメートル以上	鉄道 200キロメートル以上	鉄道 250キロメートル以上	鉄道 300キロメートル以上	鉄道 500キロメートル以上	鉄道 1,000キロメートル以上
移 転 料	107, 000円	123, 000円	130, 000円	137, 000円	144, 000円	152, 000円	187, 000円	248, 000円	261, 000円
着 後 手 当	2日2夜分				3日3夜分			5日5夜分	

備考

路程の計算については、水路2分の1キロメートル、陸路4分の1キロメートルをもってそれぞれ鉄道1キロメートルとみなす。

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の朝来市旅費に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に新条例第2条第1項第2号に規定する旅行命令権者が新条例第4条第1項に規定する旅行命令等を発する旅行及び新条例第3条第5項の規定により旅費の支給を決定する旅行について適用し、施行日前にこの条例による改正前の朝来市旅費に関する条例（以下「旧条例」という。）第4条第1項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令等を発した旅行及び旧条例第3条第5項の規定により旅費の支給を決定した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に旧条例第4条第1項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令等を発し、かつ、施行日以後に新条例第2条第1項第2号に規定する旅行命令権者が新条例第4条第3項の規定により当該旅行命令等の変更をする旅行については、新条例の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

(朝来市議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 朝来市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成17年朝来市条例第62号）の一部を次のように改正する。

なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改 正 案	改 正 前
<p>（費用弁償）</p> <p>第3条 議員には、職務を行うために要する費用の弁償として、次に掲げる区分に応じ旅費を支給する。</p> <p>（1）議会の招集に応じ、又は法第100条第12項の規定に基づく協議若しくは調整を行うための場若しくは法第109条の規定に基づく委員会に出席したときは、朝来市職員等の旅費に関する条例（平成17年朝来市条例第72号。以下「旅費条例」という。）<u>第14条第2項に規定するその他の交通費の額</u></p>	<p>（費用弁償）</p> <p>第3条 議員には、職務を行うために要する費用の弁償として、次に掲げる区分に応じ旅費を支給する。</p> <p>（1）議会の招集に応じ、又は法第100条第12項の規定に基づく協議若しくは調整を行うための場若しくは法第109条から第110条までの規定に基づく委員会に出席したときは、朝来市職員等の旅費に関する条例（平成17年朝来市条例第72号。以下「旅費条例」という。）<u>第15条に規定する車賃の額</u></p>

(2) (略)

(2) (略)

(朝来市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

4 朝来市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年朝来市条例第63号）の一部を次のように改正する。

なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改 正 案	改 正 前
<p>(費用弁償)</p> <p>第7条 委員会の委員等には、職務を行うために要する費用の弁償として、次に掲げる区分に応じ旅費を支給する。</p> <p>(1) 月額又は年額の報酬を受ける行政委員会の委員が委員会の招集に応じ出席したとき、又は監査委員が勤務のため出席したときは、朝来市職員等の旅費に関する条例（平成17年朝来市条例第72号。以下「旅費条例」という。）<u>第14条第2項に規定するその他の交通費の額</u></p> <p>(2) (略)</p>	<p>(費用弁償)</p> <p>第7条 委員会の委員等には、職務を行うために要する費用の弁償として、次に掲げる区分に応じ旅費を支給する。</p> <p>(1) 月額又は年額の報酬を受ける行政委員会の委員が委員会の招集に応じ出席したとき、又は監査委員が勤務のため出席したときは、朝来市職員等の旅費に関する条例（平成17年朝来市条例第72号。以下「旅費条例」という。）<u>第15条に規定する車賃の額</u></p> <p>(2) (略)</p>

議案第70号資料 朝来市職員等の旅費に関する条例 改正概要

- (1) 旅行役務提供者への旅費に相当する額の支払対応（改正後第2条、第3条）
- (2) 旅行命令簿や請求書等のデジタル化対応（改正後第4条、第10条）
- (3) 旅費の種目等の改正対応 ※旅費の種目中の（）内は改正後の条

旅費の種目	改正案	現 行	備 考
鉄道賃 (第11条)	実費 ・急行利用等の距離制限を廃止 ・手数料等付随費用の追加	実費 ・急行利用等の距離制限(片道50km以上に限定)	
船賃 (第12条)	実費 ・手数料等付隨費用の追加	実費	
航空賃 (第13条)	実費 ・手数料等付隨費用の追加	実費	
車賃 →その他の交通費 (第14条)	実費 外部委員等が自家用自動車で来庁される場合37円／km	37円／km 場合により実費	一部市独自規定 ※国は37円／kmを廃止 その他は国と同様
日当	廃止	定額(1,100円)	
宿泊料 →宿泊費 (第15条)	実費(上限あり) 宿泊費基準額 規則で定める	定額 甲地 10,900円 乙地 9,800円	
包括宿泊費 (第16条)	実費(新設) 鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費の合計額	—	
食事料 →宿泊手当 (第17条)	定額 ○宿泊費 夕・朝食なし 2,400円 一食付 1,600円 二食付 800円	定額 2,200円/夜 宿泊料(定額)を支給しない場合のみ	
移転料 →転居費 (第18条)	実費 転居に要する費用	定額 路程に応じて定めた額	
着後手当 →着後滞在費 (第19条)	実費+定額(上限あり) 現に宿泊した夜数×(宿泊費+宿泊手当)(5夜上限)	定額 路程に応じて定めた夜数×(日当+宿泊料)	
扶養親族移転料 →家族移転費 (第20条)	実費+定額 年齢要件を廃止 家族1人ごとに移転に要する交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び着後滞在費の合計額	実費+定額 扶養親族年齢要件あり 12歳以上 職員の2/3 6~12歳 職員の1/2 6歳未満 職員の1/3	

(4) 旅費を実費支給とする対応（改正後第27条）

(5) 旅費の返納規定の追加（改正後第30条）

（参考）規則で規定する宿泊費基準額

宿泊地区分	基準額
埼玉県、東京都、京都府	19,000円
福岡県	18,000円
千葉県	17,000円
神奈川県、新潟県	16,000円
香川県	15,000円
熊本県	14,000円
北海道、岐阜県、大阪府、広島県	13,000円
山梨県、兵庫県、宮崎県、鹿児島県	12,000円
青森県、秋田県、茨城県、富山県、長野県、愛知県、滋賀県、奈良県、和歌山県、高知県、佐賀県、長崎県、大分県、沖縄県	11,000円
宮城県、山形県、栃木県、群馬県、福井県、岡山県、徳島県、愛媛県	10,000円
岩手県、石川県、静岡県、三重県、島根県、	9,000円
福島県、鳥取県、山口県	8,000円